

静岡県環境影響評価条例

工事中及び供用後の環境の状況を把握するための調査として「事後調査」に関する制度を規定〔§43～45〕

（「事後調査計画書」の作成・「事後調査」の実施・「事後調査報告書」の作成等）

※環境影響評価法上、「将来判明すべき環境の状況に応じて講ずる環境保全措置」を準備書の記載事項として定め、事業者に対して事後調査の実施を求めていることを踏まえた制度

